

告 示

埼玉県選管告示第三十五号

埼玉県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

埼玉県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年埼玉県選管告示第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条を第三条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。